

報告第10号

平成15年2月18日承認

新市建設計画策定体制について

新市建設計画策定体制を別紙のとおり定めたので、本協議会に報告し、その承認を求める。

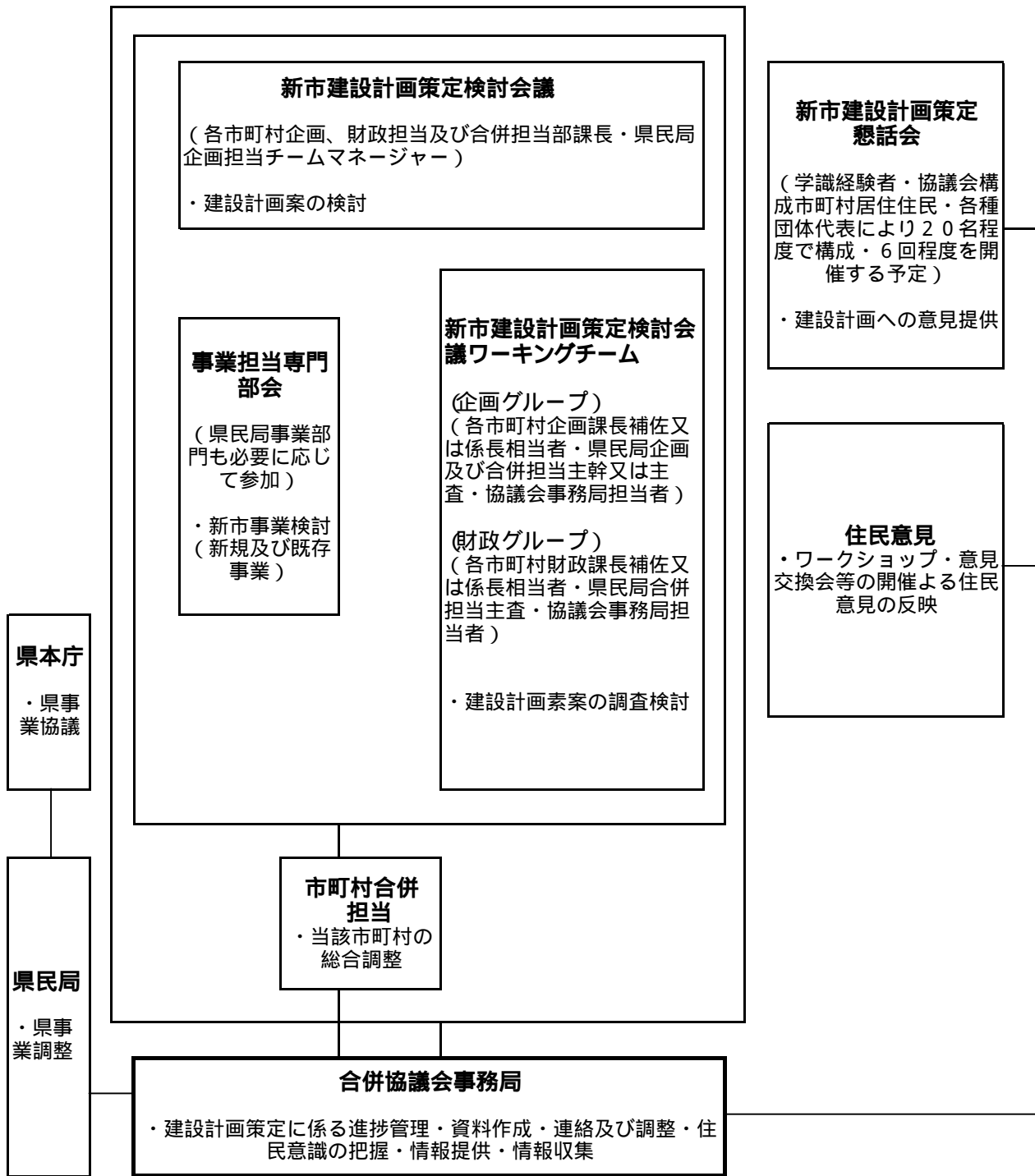
平成15年2月18日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

新市建設計画策定体制

平成15年2月18日

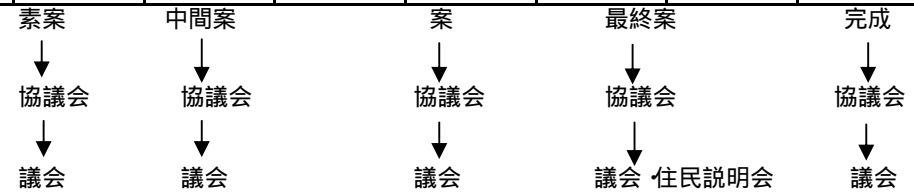


新市建設計画策定スケジュール

平成15年2月18日

検討項目	15年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
体制整備・工程整理		→							県事前協議	県事前協議を受けての関係機関による調整	予備	県正式協議
策定方針		→										
現状 課題分析			→									
理念 基本政策			→									
既存事業調査・検討				→								
新規事業検討						→						
財政フレーム				→								
新市事業案							→					
財政計画							→					
新市建設計画案								→				

策定にあたり、随時、住民・各種団体・学識経験者等の意見を聞き、計画に反映していく。



市町村建設計画の標準例

序論

1 合併の必要性

市町村建設計画の冒頭においてその目指すところである合併の必要性に触れておくことは重要であると考えられます。内容については、歴史的経緯や、生活圏の拡大、地方分権、少子高齢化等からの必要性を挙げる例が多くあります。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

計画全般にわたる趣旨を明示することとします。

(2) 計画の構成

新市町村を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画といった主な構成内容を明示することとします。

(3) 計画の期間

市町村建設計画の期間（事業計画期間、財政計画期間、公共施設の統合整備の期間）は法律上定められていませんが、最近の合併の事例をみると、おおむね5年ないし10年が多いようです。これは、新市町村が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として最低5年は要すると一般に考えられているためです。

近年の合併の事例は、その期間を10年とするものが多いようですが、これは、平成11年の法律改正により、市町村建設計画に基づいて行う事業については、合併期日の属する年度及びこれに続く10年度に限って、合併特例債が充てられることとされたこと（合併特例法第11条の2）、地方交付税の算定特例の期間が5年から10年に延長されたこと（合併特例法第11条）など、財政措置上の理由によるようです。

一方、期間が10年の場合は、年を経るほど乖離が大きくなる可能性があるため、例えば5年ずつ前期計画と後期計画に分け、具体的施策については前期計画分の概算事業費を明示し、後期計画の具体的施策及び概算事業費、財政計画については適正な時期に見直しを行うとした事例もあります。

いずれにせよ、計画の期間は、その精度にも留意しつつ、真に新市町村の合併後のよりどころとなるよう、各地域の実情に合わせて決定する必要があります。

合併市町村の概況

1 位置・地勢

隣接市町村、地形等を示すことにより地理的状况を明示します。位置図等を用いている例もあります。

2 気候

どのような気候であるかを明示します。平均気温、降水量を示している例もあります。

3 面積

面積に加えて、東西、南北の長さ、地目別（農地、宅地、山林等）の構成割合を併記している例もあります。

4 人口・世帯

直近の住民基本台帳人口、国勢調査における人口・世帯数、増加率、年齢階層別人口等を明示します。表を用いて推移を示している例もあります。

主要指標の見通し

1 人口

総人口・年齢別人口・就業人口等について、概ね5年毎の推計人口を明示します。増減の要因等も併せて示します。

合併前の各市町村の総合計画の合算数及びその伸率による将来推計、加えて合併効果による人口増を目標数とする場合が多いが、一方では全国的な少子高齢化のために予測が難しく、人口予測を掲載しない市町村建設計画の事例も出てきました。

いずれにせよ、厳しい現状を踏まえ、目標数が画餅と終わらないようにすることが望まれます。

2 世帯

世帯数や1世帯当り人員等について、概ね5年毎の推計人口を明示します。増減の要因等も併せて示します。人口の見通しとも連動しますが、過大な見込みとならないよう注意する必要があります。

新市町村建設の基本方針

1 新市町村の将来像

まちづくりの方向性や具体的な目標を明示します。

2 新市町村建設の基本方針

将来像を実現するための方針を明示します。

3 土地利用等

地域の社会的、経済的、自然的条件等に十分配慮しながら、長期的展望に基づいた適切な土地利用計画を示します。

4 地域別整備の方針

日常生活圏、歴史的経緯、今後の地域整備の方向性等を考慮し、各地域の特性を活かすため、区分した地域ごとの整備方針を具体的に明示します。全体的なイメージを図示

している例もあります。

新市町村建設の施策

1 自然環境の保全と活用

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 自然環境の保全

住民が自然に対する理解を深めるための活動を支援するとともに、地域の特性と自然環境との調和を保ちつつ、住民が緑とふれあう場の整備を図っていく。

(2) 河川環境の整備

河川の美しさを保つため、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、自然に配慮した河川整備に努めていく。

(3) 森林の維持と活用

豊かな自然を残している里山の保全・整備、治山・治水事業を促進し、自然災害の防止や森林景観の維持保全に努めていく。

2 都市基盤の整備

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 道路の整備

高速交通時代に適応した輸送・交通体系の進展に伴い、市街地の骨格を形成する都市計画道路等の主要幹線道路、市民生活に身近で重要な生活関連道路の整備充実を図っていく。

(2) 公共交通の整備

交通不便地域の解消、利用者の利便性・快適性の向上のため、鉄道やバス等による輸送力の強化を図っていく。

(3) 市街地の整備

豊かな自然環境と都市的魅力を共有し、快適な生活環境を創出するため、その居住環境の維持増進に努めていく。

(4) 上水道の整備

今後も増加すると予想される水の需要に対応するため、配水管網、浄・配水施設を整備し、上水の安定供給を図っていく。

(5) 下水道の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、公共下水道の整備を推進していく。

3 生活環境の整備

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 住環境の整備

都市景観にも配慮し、地域の特性に適合した魅力ある居住環境の形成を目指していく。

(2) 公園・緑地の整備

住民が身近に自然に親しむことができるまちづくりを進めるため、地域の特性を活か

した公園・緑地の整備に努めていく。

(3) 衛生環境の整備

ごみの減量化・資源化を進め、良好な都市環境の形成を図り、住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、各種衛生環境事業の充実に努めていく。

(4) 地域・生活関連施設の整備

人間性豊かなコミュニティづくりを目指して、コミュニティ施設の充実に努め、住民が心のふれあいをもてる場の整備に努めていく。

(5) 消防・防災・交通安全の推進

災害の発生に対して速やかに対応できるように、消防・防災機能の強化、充実に努めていく。また、住民生活の場における交通安全を確保し、快適な市民生活が送れるよう各種交通安全施策の充実に努めていく。

(6) 情報・通信の整備

IT社会の到来に当たり、情報通信基盤の整備により、行政、医療、福祉、産業、文化等の日常生活に関わる分野において、IT化による地域振興策の推進を図っていく。

4 保健・医療と福祉の整備

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 保健・医療の整備

地域の医療機関との連携を図り、広域的な対応による医療施設の適正な配置に努め、地域に密着した効率的な保健・医療サービスを提供していく。

(2) 高齢者福祉の整備

介護予防、生活支援サービス等の充実に努め、高齢者が生きがいを持って、安全、快適に生活できる環境を整えていく。

(3) 社会福祉の充実

施設の整備をはじめとして各種支援制度の充実に努め、障害者が地域社会の中で、生きがいを持って積極的に生活できる環境を整えていく。

(4) 保育の充実及び女性への支援

少子化が進む中、保育サービスの拡充等の子育て支援策を講じ、子供を安心して育てられる環境を整えていく。また、女性フォーラムの開催や情報紙の発行等により、女性の自立や社会進出を促進していく。

(5) 介護保険への対応

介護を必要とする高齢者等、日常生活を送る上で支援を必要とする高齢者が日々安心して生活を送ることができるよう、介護保険事業の円滑な運営を進めていく。

5 教育・文化の充実

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 生涯学習の推進

住民の自主的・主体的な生涯学習活動を支援するため、図書館・公民館等の生涯学習施設の整備・充実に努め、年齢や学習意欲に応じた多様な学習機会を提供していく。

(2) 学校教育の充実

学校施設の整備、学校規模の適正化、学校給食の充実等を図り、幼児・児童・生徒の教育環境の向上に努めていく。

(3) 文化・スポーツの振興

文化の拠点施設の整備、活用を図り、地域における文化活動の保護・振興に努めていく。また、多様化する住民のスポーツニーズに対応するため運動施設の整備・充実に努めていく。

(4) 国際化への対応

住民レベルでの国際化の要請に対応し、語学教育の充実等の事業を展開するとともに、国際姉妹都市との民間交流を支援していく。

6 産業の振興

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、生産基盤の整備充実、生産性の向上を図っていく。

(2) 商工業の振興

消費者が求める魅力ある商店街の形成を促進するなど、地域に根ざした商業の活性化を図り、地域の経済をリードする産業の誘致を促進するなど、産業の高度化を図っていく。

(3) 観光・レクリエーションの振興

既存の観光資源の活用や新たな観光施設の整備に努め、様々な歴史・文化資源等も有機的に連携させ、観光振興とレクリエーション活動の充実に努めていく。

7 連携・交流の促進

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 新市町村内の連携・交流の促進

住みよい地域社会づくりを進めるため、住民の一体化を目指し地域の連携や交流を促進していく。

(2) 県内（隣接地域）との連携・交流の促進

互いにその良さを享受し合い、相互の活性化を図るため、交流環境や条件の整備、意識の高揚・醸成に努めていく。

(3) 国内の連携・交流の促進

積極的な情報発信により、観光客等の誘致を図り、訪れた人々に地域の良さを理解してもらうなど、様々な方面から連携・交流を促進していく。

(4) 国際交流の促進

本格的な国際社会の到来により、住民レベルでの国際化が求められているため、国際姉妹・友好都市連携、交流事業を進めるなど、国際交流の一層の充実に努めていく。

8 住民参加の促進

項目の例としては、以下のようなものがあります。

(1) 住民参加の推進と情報公開

住民と行政が協力してまちづくりを実施できるようにするため、情報公開を積極的に進め、広報広聴活動の充実を図っていく。

(2) 住民活動の支援

福祉分野や文化活動などをはじめとして、日常生活の上で不可欠なものとなっているボランティア活動やNPOなどに対する支援策を講じていく。

(3) 女性の社会参加

男女が性別にとらわれることなく、様々な分野で共同して社会参加を果たせるよう、男女共同参画社会を目指した施策を推進していく。

(4) コミュニティの形成

住民相互の連帯意識の醸成を図り、住民の創意工夫を活かした自主的・主体的なコミュニティ活動を活発化していくため、そのリーダーとなる人材の育成や活動拠点となる施設の整備充実を図っていく。

9 行財政効率化

項目の例としては、以下のようなものがありますが、行財政シミュレーションの結果等を具体的な数値で示すことにより、住民にわかりやすい形で合併のメリットを示すことが適当です。

(1) 行政運営の効率化

多様化、高度化する行政需要に対応するため、事務改善、組織機構の見直し、職員の定員適正化等に努めていく。このため、合併関係市町村の行政改革大綱を統合して見直し、具体的な数値目標と年限を定める。

【例：あきる野市】

合併調整方針で、「住民サービスは高い基準に」、「住民負担は低い水準に」定められたため、住民にとっての効果はあったが、その影響額が平成8年度当初予算で約3億4千万円となった。したがって、合併後、新市として行政改革に取り組み、行政改革大綱実施計画で、事業・イベントの見直し、各種補助金、使用料・手数料等の見直しを行っている。

例えば、同実施計画で「職員定員管理計画」を策定、5年間の定員管理計画の中で25人の職員削減目標を設定して実現したところであり、これまでに約4億円の効果を上げている（ただし、当初は退職者の7割の人数の新規採用を計画していたが、合併後新規採用者はゼロである）。

(2) 財政運営の効率化

財政基盤の強化、自主財源の確保に努めるとともに、事務事業や補助金等の見直しを積極的に進めて経費の節減・合理化を図り、支出の効果が最大となるような効率的な事業の執行に努めていく。

新市町村における都道府県事業の推進

1 都道府県の役割

必要な助言・調整を行うとともに、建設計画に盛り込むべき県事業の取りまとめ作業を行います。また、合併に伴う特殊な財政需要について財政支援を行います。

2 新市町村にける都道府県事業

過去の事例では、道路の整備、鉄道の整備、自然環境の保全、河川の整備等が盛り込まれています。

公共的施設の適正配置と整備

支所・出張所の統廃合、小中学校の統廃合等の公共的施設の統合整備について定めるものです。これらの施設は特に住民生活との関わりが深いものですから、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情も考慮の上検討することが重要です。

財政計画

1 歳入

(1) 地方税

今後の経済の見通しを踏まえ、現行税制度を基本として算定するが、過大に見積もることのないよう、厳しい姿勢で判断する必要があります。

(2) 地方交付税

普通交付税については、合併算定替による算定及び臨時的経費に対する普通交付税措置などを勘案し、交付税措置額を見込みます。従来は、過去5ヵ年程度の伸率の平均により今後の措置額を見込む例が多かったようですが、最近の事例では過去の伸率の平均によることなく、現状維持を前提としているものもあります。交付税額の今後の伸率については、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(3) 交付金・分担金・負担金

過去の実績等により算定しますが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(4) 国庫支出金・都道府県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等により算定し、市町村建設計画事業分を加え、さらに合併に係る財政支援（補助金・交付金）を見込みますが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(5) 繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用するなどが考えられますが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

(6) 地方債

市町村建設計画事業に伴う合併特例債・通常債及び減税補てん債を算定しますが、過大に見積もることのないよう、さらに厳しい姿勢で判断する必要があります。

2 歳出

(1) 人件費

合併後退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減、合併による特別職職員の減等を見込みます。

(2) 物件費

過去の実績等により算定し、市町村建設計画事業分を加えます。また、合併による事務経費の削減効果を見込みます。

(3) 扶助費

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込みます。

(4) 補助費等

過去の実績等により算定し、さらに、合併によるサービス水準の向上による影響を見込みます。

(5) 公債費

合併年度までの地方債に係る償還予定額に、翌年度以降の市町村建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定します。

(6) 積立金

合併に伴って創設する基金等への積立を見込みます。

(7) 繰出金

他会計の事業を考慮して的確に見積もります。

(8) 普通建設事業費

市町村建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を見込みます。